ひのはら社協だより

第 167 号
発　行
社会福祉法人
檜原村社会福祉協議会
東京都西多摩郡檜原村2717
☎（042）598−0085
http://hinoharasyakyo.jimdo.com/
E-mail.hinohara-syakyo@helen.ocn.ne.jp

● ともにささえあい　元気にくらせる　やすらぎの村 ●

マスクの下で はじける笑顔

利用者さんもボランティアさんも
コロナに負けず、みんなにっこり！！

主な内容

・令和元年度事業と決算の報告　P. 2〜3
・新役員の紹介、介護予防教室「がんばんべぇ」のお知らせ　P. 4
・高齢者クラブ会員募集　他　P. 5
・生活福祉資金のご案内　P. 6
・新型コロナウィルスの影響に伴う特例貸付のご案内、配食ボランティア募集 他　P. 7
・地域福祉権利擁護事業のご案内　P. 8
・じどうかんだより特別号 No.１０　P. 9
・令和２年度会員会費納入のお願い　P. 10

体幹トレーニング　介護予防プチ体操

腹筋下部を鍛えましょう！

❶椅子に浅く腰を掛け、しっかり足を伸ばします。
❷体を縮め、胸と膝を近づけるようにゆっくり動かします。
（上体を後ろに反らさないように行います。）
❶と❷を交互に 10 セット行いましょう！

令和元年度の事業と決算を報告いたします

主な事業の報告

法人運営事業

- 組織運営、調査研究
- 理事会、評議員会等の開催
- 自主財源の確保
  - ・会員会費・1円玉募金の確保、模擬店の出店
- 社協だより及びホームページでの情報提供

地域福祉事業

- 日常生活用具等の貸出し（ベッド、車イス 等）
- 福祉バザー、チャリティーゴルフ大会
- 小学生とお年寄りによるふれあい給食会
- 赤い羽根共同募金
- ふれあいサロン
- 安心ふれあい訪問
- 新入学児へ祝品（学用品）
- ひとり暮らし高齢者（70 歳以上）へおせち料理
- ねたきりの高齢者へ介護用品
- 秋川流域ふれあいクリスマス会
- 各種団体等への助成及び支援
  - ・高齢者クラブ連合会
  - ・障がい者親の会「ひの木の会」
  - ・ボランティアグループ、ボランティア協力校
  - ・檜原学園ＰＴＡ地区活動、保育施設 等
- 台風１９号により罹災した世帯へ見舞金
- 地域公益活動の推進

ふれあい給食会▶

ボランティアセンター事業

- 夏の体験ボランティア
- 災害ボランティアセンター設置・運営訓練
- ボランティア講座、福祉体験

受託事業

- ねたきり高齢者等理髪サービス
- 高齢者教養教室（書道教室）
- 配食サービス
- 高齢者等外出支援

生活福祉資金貸付事業

地域福祉権利擁護事業

歳末たすけあい運動事業

高齢者在宅サービスセンターの運営

（介護サービス・高齢者支援事業）

- 通所介護（地域密着型通所介護・通所型サービスＡ）

活動内容

食事や入浴サービス、日常生活訓練、生活相談 等

利用状況

開所日数　２４０日
延利用者数 3,９１４名
１日平均　１６.３名

- 訪問介護（ホームヘルプサービス）

活動内容

身体介護及び生活援助サービスの提供 等

利用状況

利用者数　１１名
派遣回数　６０５回

▲ 生活援助の様子（ホームヘルプサービス）

- 介護予防教室事業（がんばんべぇ）
- 生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーター）
- 認知症地域支援・ケア向上事業（認知症地域推進員）

児童館の運営

活動内容

【乳幼児と保護者の活動】

リトミック、ベビーマッサージ、救急救命講習会 等

【小学生の活動】

おはなしひろば、こうさくひろば、このゆびとまれ 等

【行事活動】

児童館まつり、館外活動、卓球クラブとの交流会、観劇会、クリスマス会 等

【児童館だよりの発行】

利用状況

開館日数　２６１日
延利用者数 6,２３４名
１日平均　２３.８名

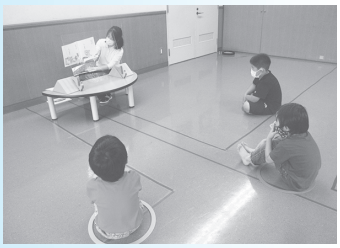

▲ おはなしひろば（児童館）

ゆうあい館（福祉作業所）の運営

（障がい者通所施設）

活動内容

【通常活動】

（作業活動）

不要紙の裁断、温泉カード切り、使用済み切手整理、花壇整備、自主製品の製作・販売 等

（健康維持活動）

体操、筋力トレーニング、ウォーキング、訪問歯科による口腔チェック・歯みがき指導 等

（その他の活動）

創作活動（絵画等）、リトミック、エアロビクス 等

【特別活動】

社会見学、親子一泊研修旅行、調理実習、避難訓練西多摩ブロック障害者施設連絡会スポーツ交流会 等

利用状況

開館日数　２３３日
延利用者数　９４３名
１日平均　4.0名

▲作業活動の様子（ゆうあい館）

ふれあいセンターの運営

会議室の使用・温泉施設の利用に関する施設の維持管理

利用状況

【会 議 室】

開館日数　２３６日
延利用者数　3,７３１名
１日平均　１５.8名

【風　呂】

開放日数　２７２日
延利用者数　１３,３２７名
１日平均　４８.9名

決算の報告

資金収支計算書

（単位：円）

拠点区分及びサービス区分		事業活動による収支		施設整備等による収支		その他の活動による収支		当期資金収支差額合計	前期末支払資金残高	当期末支払資金残高
		収入	支出	収入	支出	収入	支出			
地域福祉事業	法人運営事業	18,893,592	16,288,082	1,558,000	1,559,816	416,459	1,942,992	1,077,161	2,255,222	3,332,383
	地域福祉事業	277,500	1,368,204	0	0	1,090,704	0	0	0	0
	ボランティア活動推進事業	4,572,000	4,295,161	0	0	18,565	295,404	0	0	0
	受託事業	1,695,118	1,278,659	0	0	0	416,459	0	0	0
	生活福祉資金貸付事業	1,225,000	1,225,938	0	0	938	0	0	0	0
	福祉サービス利用援助事業	3,266,000	3,090,677	0	176,000	0	0	△677	5,617	4,940
	歳末たすけあい運動事業	237,219	237,219	0	0	0	0	0	0	0
地域福祉事業合計		30,166,429	27,783,940	1,558,000	1,735,816	1,526,666	2,654,855	1,076,484	2,260,839	3,337,323
やすらぎの里事業	介護サービス・高齢者支援事業	61,073,378	59,502,062	0	0	0	1,571,316	0	0	0
	児童館運営事業	13,946,084	13,527,992	0	0	0	418,092	0	0	0
	福祉作業所運営事業	13,458,195	13,061,931	0	0	0	396,264	0	0	0
	ふれあいセンター運営事業	6,155,482	6,155,482	0	0	0	0	0	0	0
やすらぎの里事業合計		94,633,139	92,247,467	0	0	0	2,385,672	0	0	0
応急援護資金事業		4	0	0	0	0	0	4	461,641	461,645
総　合　計		124,799,572	120,031,407	1,558,000	1,735,816	1,526,666	5,040,527	1,076,488	2,722,480	3,798,968

事業報告及び決算報告の詳細についてはホームページの「事業・活動内容」をご覧ください。

新役員の紹介

７月１日付で檜原村社会福祉協議会理事及び評議員の交代がありましたので紹介いたします。
また、退任されました皆様には、在任中のご尽力に対し、感謝申し上げますとともに、今後ともご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

〔任期：令和２年７月１日～令和３年６月開催の定時評議員会終結時〕

役職名	氏　名	選出区分	役職名	氏　名	選出区分
理　事	大　谷　末　美	関係行政機関	評議員	小　林　悦　雄	自治会長
評議員	小　林　省　美	自治会長	〃	峯　岸　直　作	〃
〃	森　田　　茂	〃	〃	野　村　重　節	公益社団法人の代表
〃	小　林　隆　則	〃	〃	市　川　和　夫	企業の代表
〃	小　林　壽美夫	〃	〃	酒　枝　尚　雄	高齢者クラブの代表

※退任者　小林泰代（理事　令和２年３月３１日付）　小室桂司（評議員）　志村義明（評議員）
嶋田純一（評議員）　岡部重久（評議員）　谷合一雄（評議員）　土屋　誠（評議員）
小泉民行（評議員　令和元年６月３０日付）　清水茂樹（評議員）　山崎典子（評議員）

〔順不同・敬称略〕

介護予防教室（がんばんべぇ）再開のお知らせ

新型コロナウィルス感染症予防のため、４月からの開始時期を見合わせていましたが、７月より感染予防対策（検温、手指消毒、換気等）を実施し、参加者を２班に分け３密にならない人数で再開しました。
加齢による筋力・体力の低下を予防する体操を、楽しくみんなで行い、いつまでも元気で自分らしい生活を檜原村で送れるようにしましょう！！

- **日　時**　毎週木曜日 午前９時３０分～午前１１時３０分
  （注・・・７月・８月・９月は、２班制、隔週参加となります。）
- **場　所**　やすらぎの里　ふれあい館３階　多目的ホール
- **内　容**　筋力づくり体操、ストレッチ体操、映像に合わせたリズム体操 等
- **対象者**　６５歳以上の方
- **参加費**　無料

当面の間、参加人数の制限をさせて頂いておりますので、参加希望の方は、お電話でご相談下さい。
保険の関係上お申込み頂いた翌月から参加可能となります。

お問合せ　檜原村社会福祉協議会　☎５９８－００８５

高齢者クラブ会員募集中！！

60歳以上は
どなたでも
加入できます！

檜原村では、東部長寿会、南郷天寿会、共励長寿会、樋里長寿会の４つのクラブが各地域で活動しており、約３００人余りの会員が在籍しています。仲間と楽しみ、支え合いながら生きがいと健康づくりをしませんか。シニア世代を有意義に過ごしましょう！！

～ 主な活動内容 ～

［生きがい対策事業］
・カラオケ会、誕生日会、親睦旅行

［健康増進事業］
・ゲートボール、健康体操

［社会奉仕活動］
・各地域の会館やバス停等の清掃や草むしり、老人ホーム等へ友愛訪問

［その他］
・小学生とのふれあい給食会、議会傍聴
・西多摩ブロック等の行事に参加（女性部活動、輪投げ 等）

▲健康教室事業（棒体操）

▲研修親睦旅行

【お問合せ】　檜原村高齢者クラブ連合会　事務局
檜原村社会福祉協議会　☎５９８-００８５

心温まるご寄付 ありがとうございました

●寄付金

氏　　名（団体名）	金　　額
匿　名	７０,０００円
認可地縁団体南郷共益会	１１０,０００円
匿　名〔出畑〕	１０,０００円

●一円玉募金

氏　　名	金　　額
匿　名	1,３７８円
匿　名〔下元郷〕	7,３０２円
鈴木　留次郎〔上元郷〕	2,６０６円

●寄付物品

氏　　名	品名・数量
吉本　みず江〔和田〕	手作りマスク ３３０枚（内 子ども用　１００枚）
※村内の学校や福祉施設へ配布致しました。	
市川　治男〔千足〕	車椅子２台
※やすらぎの里にて使用させて頂きます。	

（２年４月２１日～２年７月２０日　順不同・敬称略）

書道教室　参加者募集！！

教養教室の一環として、６５歳以上の方を対象に書道教室を開催しています。
書道を学んでみたい方、ご興味をお持ちの方は、下記のとおり開催していますので、どうぞお気軽にお申込み・お問合せください。

◆日　時　毎月２回　第２・第４火曜日
午後１時３０分から
午後３時００分まで
◆場　所　やすらぎの里
ふれあい館３階
多目的ホール
◆対　象　６５歳以上の方
◆参加費　１ヵ月　１００円

お申込み・お問合せ
檜原村社会福祉協議会（やすらぎの里内）
☎５９８-００８５

生活福祉資金貸付制度のご案内

金融機関や公的貸付制度からは借入が困難な、所得の少ない世帯、障がい者や介護を要する高齢者のいる世帯に対して、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的とする社会福祉制度です。

生活福祉資金貸付資金内容一覧

資金種類				貸付上限額	返済期間	据置期間	対象者 低所得	対象者 障害者	対象者 高齢者
生活福祉資金	福祉資金	福祉費	生業を営むために必要な経費	4,600,000円（障害者世帯）	9年以内	6ヶ月以内	●	●	
				2,800,000円（低所得世帯）	7年以内				
			技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	6ヶ月程度 1,100,000円 1年程度 2,000,000円 2年程度 3,800,000円 3年以内 5,600,000円	8年以内		●	●	
			出産・葬祭に必要な経費	500,000円	3年以内		●		
			住居の移転等に必要な経費				●	●	●
			就職の支度に必要な経費				●	●	
			その他日常生活上一時的に必要な経費				●		
			生活保護受給世帯の生活必需品等の購入費用	100,000円			●		
			住宅の増改築、補修等に必要な経費	2,500,000円	7年以内		●	●	●
			福祉用具等の購入に必要な経費	1,700,000円	8年以内			●	●
			障がい者用自動車の購入に必要な経費	2,500,000円				●	
			中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	5,136,000円	10年以内				
			負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	1,700,000円	5年以内		●		●
			介護サービス、障がい者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持する為に必要な経費				●	●	●
			災害を受けたことにより臨時に必要となる経費	1,500,000円	7年以内		●		
		緊急小口資金	緊急かつ一時的な生活維持費	100,000円	12ヶ月以内	2ヶ月以内	●		
	教育支援資金	教育支援費	学校の授業料等に必要な費用	高校 35,000円／月 高専・短大 60,000円／月 大学 65,000円／月	14年以内	6ヶ月以内	●		
		就学支度費	学校に入学する際に必要な費用（入学金）	500,000円					
	総合支援資金	生活支援費	生活再建までの生活費用（6ヶ月以内）	複数世帯 200,000円／月 単身世帯 150,000円／月	10年以内 別途制度あり		●		
		住宅入居費	敷金・礼金等住宅の賃貸契約を結ぶ為に必要な費用	400,000円					
		一時生活再建費	生活再建の為に一時的に必要な費用	600,000円					
	不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	土地の評価額の70％限度 300,000円／月	措置期間終了時	契約終了後3ヶ月以内	原則として65歳以上の住民税非課税世帯もしくは均等割り課税世帯		
		要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	土地・建物の評価額の70％限度 福祉事務所の定める額／月			原則として65歳以上の要保護世帯		
臨時特例つなぎ資金			住居のない離職者が公的給付・貸付を受けるまでの生活費	100,000円	生保のつなぎは交付翌月に一括償還、それ以外は1年以内		住居のない離職者で公的給付・貸付制度の申請者		

ご相談は檜原村社会福祉協議会へまずお電話ください。☎ 598－0085

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で生活資金にお困りの方へ

特例貸付（無利子）のご案内

＜緊急小口資金＞

■対象者

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により、収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のための貸付を必要とする世帯。

- **貸付上限額**　２０万円以内
- **貸付金交付**　申請から交付まで１週間から１０日程度
- **措 置 期 間**　１年以内
- **返 済 期 間**　２年以内（２４回以内）
- **連帯保証人**　不　要

＜総合支援資金＞

■対象者

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっている世帯で緊急かつ一時的な生活維持のための貸付を必要とする世帯。
※緊急小口資金を利用した翌月も減収又は失業した世帯。

- **貸付上限額**　二人以上世帯　月額２０万円以内
  単身世帯　月額１５万円以内
  ※貸付期間：３ヶ月以内
- **貸付金交付**　申請から交付まで最短２０日程度
- **措 置 期 間**　１年以内
- **返 済 期 間**　１０年以内（１２０回以内）
- **連帯保証人**　不　要

詳しくは、ホームページをご覧ください。
ご相談は檜原村社会福祉協議会へまずお電話ください。　☎598－0085

檜原村社会福祉協議会

ボランティア保険をご存知ですか？

ボランティア保険とは、日本国内でのボランティア活動中の事故によりボランティア本人がけがをした場合や、ボランティアが他人に対して損害を与えたことによって損害賠償責任が生じた場合を補償する保険です。
ボランティア活動をされる際には加入しておくと安心です。また、災害ボランティア活動に参加する際には事前の加入が原則となっています。補償内容は複数のプランからお選びいただけます。加入をご希望の方、内容について詳しくお知りになりたい方は、下記ＵＲＬからホームページをご覧いただくか、お気軽に下記までお問合せください。

配食ボランティア募集！！

檜原村社協で実施する高齢者世帯等への『給食配送サービス』にご協力いただける方を募集します。週１～３回程度の短時間のボランティアです。
興味をお持ちの方はお気軽に下記までご連絡ください。

- **活動日時**　毎週火曜・木曜日（祝日除く）
  11:00～13:00 頃まで
- **活動内容**　利用されている方のお宅へ、原則２人１組でお弁当をお届けします。
- **そ の 他**　活動時にはお弁当をご用意します。また、活動回数に応じ交通費を支給させていただきます。

『夏の体験ボランティア』は中止させていただきました。

毎年夏休み期間中に実施しておりました『夏の体験ボランティア』は、新型コロナウィルス感染拡大防止の観点から今年度は中止とさせていただきました。なお、来年度以降も当事業は実施いたしますので、終息の折には多くの皆様にご参加いただきますようお願い申し上げます。

【お問合せ】檜原村社会福祉協議会 ☎598-0085　【URL】http://hinoharasyakyo.jimdo.com/

地域福祉権利擁護事業のご案内

こんなことでお困りではありませんか？

通帳をどこに置いたか忘れてしまう。

福祉サービスを利用したいけれど、何をどうしたらよいのかわからない。

家賃や電気・ガス代を忘れずに払いたい。

大切な書類をなくさないか心配。

こんな時、福祉サービスの利用手続きや日常の金銭管理のお手伝いをします。

★どのような人が利用できますか？

在宅生活をされている方で、物忘れなどの認知症の症状や知的障がい、精神障がいなどによって、必要な福祉サービスを自分の判断で適切に選択・利用することが難しい方にご利用いただけます。

★どのような手伝いをしてくれますか？

「①福祉サービスの利用援助」を基本として、「②日常的金銭管理サービス」と「③書類等預かりサービス」を組み合わせてご利用いただけます。※②③のみでのご利用はできません。
また、定期的にお伺いすることで、消費者被害等を防ぐ見守りの役割も兼ねています。

❶福祉サービス利用援助

◆福祉サービスについての情報提供・助言
◆福祉サービスを利用する時の手続き
◆福祉サービス利用料の支払いの手続き
◆福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続き など

❷日常的金銭管理サービス（オプション）

◆年金や福祉手当を受け取るための手続き
◆税金、社会保険料、公共料金、医療費、家賃などの支払いの手続き
◆日常生活に必要な預金の払い戻し、預け入れ など

❸書類等預かりサービス（オプション）

◆金融機関の貸金庫にて年金証書、預貯金の通帳、権利証、契約書類、保険証書、実印、銀行印など、大切な書類などのお預かり。※期日管理が必要な書類など、お預かりできないものもあります。

★利用するにはいくらかかりますか？

援助内容			料金	
①	福祉サービスの利用援助		1回1時間まで	1,500円
②	日常的な金銭管理サービス	通帳をご本人が保管する場合	以降30分までごとに	600円　加算
		通帳をお預かりする場合	1回1時間まで	3,000円
			以降30分までごとに	600円　加算
③	書類等預かりサービス		1ヶ月	1,000円

★どうすれば利用できますか？

檜原村社会福祉協議会（やすらぎの里内）へお気軽にご相談ください。　☎598－0085

ひのはらむら じどうかんだより

特別号No.10

令和２年８月発行　檜原村やすらぎの里　檜原村児童館
☎ 598−1261

新型コロナウイルスの影響で寂しかった児童館に、だんだんと子どもたちの明るい声が増え、賑やかな日常が戻り始めています。しかし、以前と全く同じというわけにはいきません。「３つの密」を避ける・適切なマスクの着用･咳エチケット･手洗いによる手指衛生など、基本的な対策を継続し、「新しい生活様式」を日常としていくように、児童館でも子どもたちに分かりやすく指導していきます。

これからも職員一同、子どもたちとともに、コロナウイルスに負けないよう、元気に楽しい児童館として頑張っていきたいと思います。いろいろな規制もあるかと思いますが、ご理解とご協力をお願いします。

利用にあたってのお願い

○入館時に検温をします。体調がすぐれない場合は利用をお控えください。
○入館時に手指のアルコール消毒をお願いします。また、館内でもこまめな手洗いをお願いします。
○館内ではマスクの着用をお願いします。（乳幼児は除く）
○状況に応じて室内の換気にご協力ください。

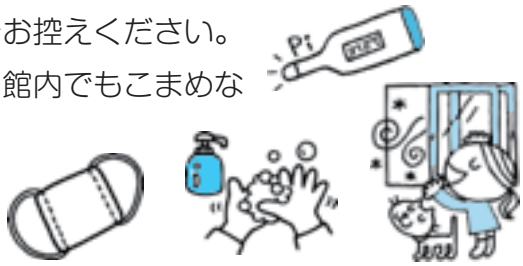

今年の夏休みは…

本来であれば、夏休み真っ只中のはずが、小学生の今年の夏休みは８月８日からの約２週間だけとなりました。児童館も通常なら、児童館まつりをはじめ、料理教室に、子どもたちの大好きな工作教室と盛りだくさんのイベントを企画し、子どもたちと楽しい夏休みを過ごす予定でした。

今年はいままでのようには実施できませんが、少しでも夏らしい過ごし方ができるように、“お祭り縁日ひろば”を企画いたしました。日替わりで､射的やスーパーボールすくい、駄菓子つりなどの屋台風のお店を用意し、楽しんでもらえたら…と思っています。ぜひ遊びに来てください。

☆ お星さまに願いをこめて ☆

「季節を楽しもう！」ということで、今年も七夕飾りを子どもたちと一緒に取り組みました。みんなすぐに熱中し、色とりどりの飾りを作り上げていました。お願い事の中には、“さっかーせんしゅになりたい”や“ケーキやさんになりたい”などがある中で、コロナ終息を願うお願い事も多くみられました。コロナ渦の中、新しい生活様式で懸命に過ごしている子どもたち。頑張っているみんなの願いがお星さまに届きますように♪

令和２年度

社会福祉協議会　会員会費納入のお願い

檜原村社会福祉協議会（以下「社協」という。）は、住民が主体となり行政、ボランティア等の参加や協力を得ながら、「ともにささえあい　元気にくらせる　やすらぎの村」をキャッチフレーズに、「村民総参加の社協」を目標としております。社協の自主財源は､「会員の皆様による会費」や「一般寄付金」「事業収入」からなり、中でも一番安定し、かつ、大きな収入になるのが皆様からいただく会員会費になります。

会員会費は、個人会費、賛助会費、特別会費からなり、個人会費については、毎年自治会を通じて皆様に、賛助会費については、社協の役職員が商店・事業所・施設等に直接お伺いし、特別会費は、村外の個人・企業等へお願いしております、多くの皆様方に会員になっていただきますよう、ご協力お願い申し上げます。

年　会　費

● 個人会員会費（一般世帯）	１口　1,000円
● 賛助会員会費（商店･事業所･施設 等）	１口　1,000円
● 特別会員会費（村外の個人･企業 等）	１口　1,000円

※　個人・賛助会費とも事務局で直接お受けする事も出来ます。

◎皆様から頂いた会費は次の事業のため大切に使わせていただきます。

- ふれあいサロン事業
- 福祉活動団体への補助事業
- 福祉用具貸出し事業
- ボランティア活動推進事業 他

≪個人情報の取扱いについて≫

会費をいただく際に記載願います納付書・領収書の内容につきましては、本人の許可なく、第三者に開示することはありません。

なお、会員様のお名前、金額、自治会名につきましては、本会広報誌（社協だより）に掲載させていただきますので予めご了承願います。

お問合せ　檜原村社会福祉協議会事務局（やすらぎの里内）☎ 598-0085